

# 公益社団法人和歌山県スポーツ協会コーチスキルアップ事業費 (トップ強化コーチ招へい事業) 補助金等交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は公益社団法人和歌山県スポーツ協会（以下「本会」という。）が本会に加盟する国民スポーツ大会正式競技団体（以下「団体」という。）が実施するコーチスキルアップ事業（トップ強化コーチ招へい事業）に対して補助することについて必要な事項を定めるものとする。

## (補助対象事業)

第2条 補助の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、団体が中央競技団体等の日本トップレベルの優秀な指導者を招へいして、日本トップレベルの技術や戦略等を習得するために実施するコーチスキルアップ事業（トップ強化コーチ招へい事業）とする。

## (対象経費及び補助する金額)

第3条 補助の対象経費及び基準は、別表のとおりとする。基準によらない場合には、あらかじめ本会と協議の上決定する。

## (交付の申請)

第4条 団体は、補助金等の交付を受けようとするときは、次の書類を原則として事業を行う3週間前までに公益社団法人和歌山県スポーツ協会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 実施申請書（様式1）
- (2) 事業計画書（様式2）
- (3) トップ強化コーチプロフィール（様式3）

## (事業の承認)

第5条 会長は、前条の申請書の提出があったときは、その適否を審査し、適正と認めたときは、事業の承認をするものとする。

## (事業承認の条件)

第6条 前条の事業の承認に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ会長の承認を受けること。
  - ア 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）しようとする場合
  - イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
  - ウ 補助事業に要する経費の配分を変更（当該事業費の額の30パーセント以下の増減を除く。）しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となつた場合においては、速やかに会長に報告して、その指示を受けること。
- (3) 補助金等の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金等の交付を受けた年度終了後5年間保存しなければならないこと。

(変更の承認)

第7条 前条第1号に規定する変更の承認を受けようとする場合には、変更実施申請書（様式4）、事業計画書（様式2）、トップ強化コーチプロフィール（様式3）を会長に提出しなければならない。

(事業実績報告書)

第8条 事業の承認を受けた団体は、事業完了後速やかに次の書類を会長に提出しなければならない。

(1) 実績報告書（様式5）

(2) 実施内容報告書（様式6）

(補助金等の交付)

第9条 会長は、前条に規定する書類及び請求書（様式7）の提出があったときは、実績報告書等の審査を行い、事業の承認の内容条件に適合すると認めたときは、補助金等を交付するものとする。

2 会長は、特に必要があると認めたときは、補助金等の全部または、一部を概算払いすることができる。

(検査等)

第10条 会長は、補助金等に係る事業の適正を期するため必要があると認めたときは、現地調査書（様式8）により、役員または職員に当該事業の実施状況を検査させ、必要な書類、帳簿その他の資料の提出を求めることができる。

(補助金等の返還)

第11条 会長は、補助金等の交付を受けた団体が次号のいずれかに該当するときは、補助金等の全部又は、一部の返還を命ずることができる。

(1) 補助金等交付の目的以外の用途に使用したとき。

(2) 提出書類に虚偽の記載があったとき。

(3) その他、この要綱に違反したとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から適用する。